

広島県地域リハビリテーション推進事業に係る指定について

地域共生社会推進課（R8. 4. 1）

1 趣旨

広島県では、高齢者の介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や社会参加を支援するため、広島県リハビリテーション支援センター、広島県地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）及び広島県地域リハビリテーションサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の指定を行っています。

2 指定の概要

指定基準 次のとおりです。

広域支援センター	○疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を1つ以上満たしている施設又はそれに準じた施設であること。 ○地域リハビリテーションに精通した医師、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職員が整備されていること。 ○広島県が別に通知する地域リハビリテーションに係る研修を受講していること。 ○地域リハビリテーション活動の実績があり、継続していること。
サポートセンター	○医療法若しくは介護保険法に基づく開設許可又は介護保険法に基づくサービス事業所等の指定を受けていること。 ○リハビリテーション専門職が原則常時2名以上在籍していること。 ○広島県が別に通知する地域リハビリテーションに係る研修を受講していること。

指定期間 指定があった日から翌年度末まで（2年間更新可能）です。

提出書類 指定基準を満たしていることが確認できる資料としています。
必要に応じて、別途、資料の提出を求める場合があります。

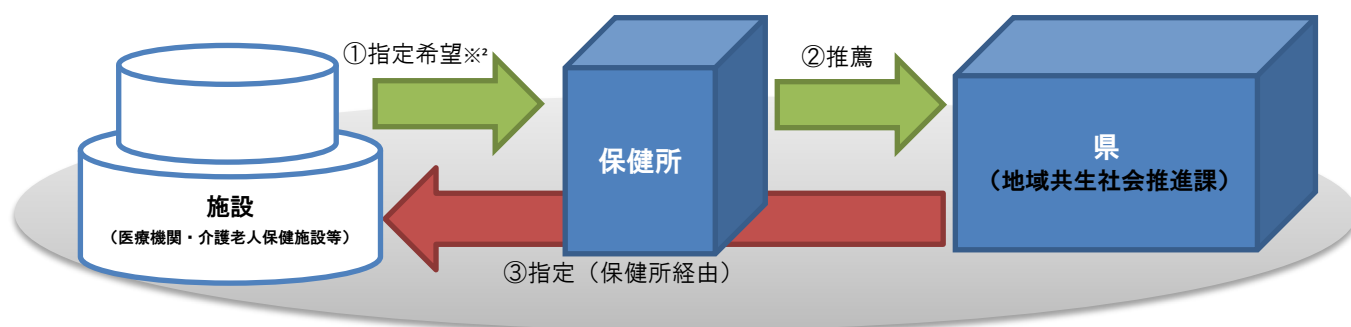
【提出資料例】

医療機関	○医療法に基づく開設許可証（写）※ ¹ ○リハビリテーション従事者の名簿（写） ○地域のリハビリテーション活動一覧（任意様式）（更新の場合）
介護保険事業所・施設等	○介護保険法に基づく開設許可証（写）、指定通知書（写）又は介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（写）等 ○従事者の勤務体制及び勤務形態の一覧表 ○地域のリハビリテーション活動一覧（任意様式）（更新の場合）

※¹疾患別リハビリテーション料の受理通知（写）は提出不要となりました。

提出先 施設（医療機関・介護老人保健施設等）が所在する市町により異なります。
「3 問い合わせ先」が提出先となります。
なお、書類を提出する前に、事前に電話等で相談をしてください。

フロー図



※²広島市内に所在する施設については、県（地域共生社会推進課）が提出先となります。

3 問い合わせ先

広域支援センター又はサポートセンターの指定を希望する場合、まずは、お電話でお問い合わせください。

施設（医療機関・事業所等） 所在地	問い合わせ先
広島市	広島県地域共生社会推進課 地域包括ケア推進グループ 電話 082-513-3198(ダイヤルイン)
大竹市、廿日市市	西部保健所 保健課 電話 0829-32-1181(代表)
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部保健所広島支所 保健課 電話 082-513-5526(ダイヤルイン)
呉市、江田島市	西部保健所呉支所 厚生保健課 電話 0823-22-5400(代表)
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東保健所 保健課 電話 082-422-6911(代表)
三原市、尾道市、世羅町	東部保健所 保健課 電話 0848-25-4641(ダイヤルイン)
福山市、府中市、神石高原町	東部保健所福山支所 保健課 電話 084-921-1311(代表)
三次市、庄原市	北部保健所 保健課 電話 0824-63-5181(代表)

※ 広島県リハビリテーション支援センター等指定施設一覧
別紙のとおり